



現在に受け継がれる、江戸の経済・商い

江戸東京博物館館長
竹内 誠

二世紀半にもわたる「天下泰平」を民衆が謳歌した江戸時代は、暮らしや文化、経済が目覚ましく発展した時代でもありました。最終回の今回は、災害や飢饉への備えや現在に通じる当時の商いなどについて紹介します。

町民の生活の安定を第一に

災害は忘れたころにやってくる――。それは今も昔も変わりません。江戸時代も火事や洪水などの災害や、大規模な飢饉などが、全国で起こっています。これに備えて幕府は中期になると、その根拠地・江戸における災害などに対応した制度を確立しています。

この制度を整えたのは、寛政の改革を実施した老中・松平定信です。定信は、就任当初から、町民の生活の安定、社会秩序の維持などに力を尽くしました。老中への就任直前、天明の大飢饉に伴い江戸町民が蜂起し、米問屋を襲った「打ち壊し事件」を目の当たりにした定信にとつて、民衆蜂起の未然防止は、政策の重要目標となっていたのです。そんな定信が実施した政策の中でも、社会福祉や経済政策の観点から、現在においても高い評価を受けているものがあります。その一つが、七分積金令と、それに伴う町会所の設立でした。

町費節減の七割を共有金に

江戸の町は、住民による自治が行き渡っていた都市でした。治安の維持、道路、水道の維持管理、町火消しなどに関する業務が町内ごとに実施されていたのです。

これらの経費、いわば町の行政予算は町入用と呼ばれ、地主が負担していました。定信はこの町入用の節減・節約を奨励、さらに寛政三(一七九一)年には、節減した額の七〇パーセントを毎年積み立てさせることを命じました。これが七分積金令です。江戸中の町入用の年間節減額はおよそ三万両。その七〇パーセントですから、少なくとも二万両以上が非常時の備えとして毎年積み立てられることになりました。このお金の積み立ては、町内ごとではなく、江戸中の町全体で、統一的に実施されました。新たに設立された町会所が、この積金を江戸の町民全体の共有金として管理・運用に当たったほか、飢饉や災害時に備えて粃米の備蓄も行いました。

大飢饉では大きな効果

江戸ではその後、火災、水災、震災、コレラなどの疾病流行、飢饉、米価騰貴など、幾多の非常事態が起りましたが、そのたびに、町会所では、町民への救済を行いました。特に全国的に大きな被害をもたらした天保の大飢饉では、町会所の行き届いた救済のおかげで、江戸の被害は比較的小さなもので済みました。町会所がなかった大坂では米価の高騰などにより、混乱の度を深め、やがては大塩平八郎が乱を起すに至ったのとは大きな違いです。

記録では、町会所は天保四(一八三三)年、約二カ月の間に二回、大量の白米を飢民に支給しています。それによると、白米二万三千九百二十石を支出、延べ六十三万七千七百七十九人を救済したとあります。この数を見ただけでも、その意義、果たした役割の大きさが如実に分かります。

運用は商人の手で

町会所の果たした役割は、このような非常時の救済事業にとどまりません。平時は集めたお金を、勘定所御用達と呼ばれる、十人の江戸豪商の手によって、手堅く運用していました。具体的には大店や屋敷など不動産担保がある上層町民や

武士階級に対し、低利で融資を行い、利息により、積金を増やしていたのです。さらに、粃米の購入や売り払いなどを通じて、米価調節も担っていました。

つまり、現在の金融機関としての役割、さらには物価安定のための中央銀行としての役割を同時に果たしていたともいえます。経済やお金という観点から見ると、これは大変大きなものでした。定信は田沼意次の重商主義を否定し、重農主義を進めたといわれていますが、すでにこの江戸中期は貨幣経済が進展しており、商業を無視することはできませんでした。定信も田沼時代と同様に、むしろ商人を積極的に利用して、政策を進めていたのです。

東京の近代化に貢献

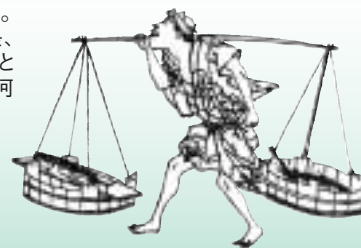
この勘定所御用達の手によって運用された積金は、災害時に活用、放出しても払底することはなく、結果、幕末まで運用されます。

明治初年、新政府の調べでは、貯蓄高は百七十万円(積金と粃米の売り払いの合計)にまで達していたといわれています。これは幕府の一年間の予算と同じほどの甚大な額です。



日本橋は明治6年に、江戸時代の七分積金を利用して石材と木材の和洋折衷形式の橋に改架された(日本銀行貨幣博物館提供)

●たけうち まこと●
昭和8年(1933)東京生まれ。東京教育大学大学院博士課程修了。文学博士。専攻は江戸文化史・近世都市史。徳川林政史研究所主任研究員、信州大学助教授、東京学芸大学教授などを経て、現在東京学芸大学名誉教授。東京都江戸東京博物館館長、徳川林政史研究所所長、日本博物館協会会長なども務めている。著書は『江戸と大坂』『徳川幕府と巨大都市江戸』など多数。NHK大河ドラマなどの時代考証も担当している。



このコーナーでは、暮らしに身近な金融知識やその役立て方について、有識者から分かりやすくアドバイスしていただきます。今回は、社会保険労務士の森萩忠義さんに登場していただきました。

知っておこう 年金の基礎知識

社会保険労務士
森萩 忠義

●もりはぎ ただよし ●東京経済大学経済学部卒業。東洋伸銅所、日本経営協会勤務を経て、森萩経営労務管理事務所を設立。金融機関を中心に年金相談や職員研修に携わる。

長期化する高齢期の生活と年金

わが国の平均寿命は、男子は約七十九歳（世界第二位）、女子は約八十六歳（世界第一位）で、世界の長寿国として高齢期の長期化が進んでいます（厚生労働省「平成十八年簡易生命表」より）。この長期化する高齢期を充実したものとするためには、その人に合った「ライフプラン」が非常に重要になります。ライフプランとは、家計収支プラン、心と体の健康管理プランおよび生きがいプランのことで、中でも今後の高齢期の生活を支える家計収支プランの支柱が年金なのです。

現在、わが国の高齢者世帯の所得の中で、恩給を含む公的年金の占める割合は約七割で、稼働所得は二割弱にすぎず（厚生労働省「国民生活基礎調査」より）、これは高齢者にとって公的年金がいかに重要であるかを示しています。

しかし、わが国の公的年金制度は、職業により加入制度が異なることや年金制度そのものが複雑なため、私たち国民には簡単には理解しにくいことも事実です。そこで、まずはご自分自身の身近な問題として、年金制度の主要な仕組みだけでも理解しておきましょう。

【図表1】公的年金制度の仕組みと加入区分

<p>厚生年金基金 厚生年金保険</p>		<p>共済組合等 (国家公務員共済組合 地方公務員等共済組合 私立学校教職員共済制度)</p>
国民年金（基礎年金）		
<p>第1号被保険者 自営業者および その配偶者・学生等で 20歳～60歳未満の人</p>	<p>第2号被保険者 厚生年金や共済組合等の加入者 (年金の受給できる65歳以上の人を除く)</p>	<p>第3号被保険者 第2号被保険者に 扶養されている配偶者で 20歳～60歳未満の人</p>



当時は新政府も財政不足。この積金はのどから手が出るほど欲しかったようですが、「江戸町民の共有金」という性質上、国家財政に組み入れることはなく、東京府民（都民）のために使われました。使途を見ると、道路や橋などの整備、銀座煉瓦街の建設、街灯、共同墓地（青山霊園）、東京府庁舎などのインフラ整備、養育院の設置をはじめとした社会福祉政策の推進、一橋大学の源流でもある、商人の子弟の教育機関「商法講習所」の設置など、ハードからソフトまで幅広く用いられたことが分かります。江戸町民が積み立てたお金が、時代を経て、明治の近代化にまで貢献していたのです。

現在に通じる江戸の商い

これまで見てきたように、江戸時代にはすでに、現代の貨幣経済システムの原型ともいべきものが明確に表れています。では、一般の庶民を対象にした商売の様子・手法はどうだったのでしょうか。例えば広告宣伝。現在では不可欠なものです。江戸時代も活版に行われていました。当時流行した錦絵も、その多くは広告として利用されていました。中には、人気歌舞伎役者が描かれた中に商品

を入れ込んだりと、現在の有名人を起用したポスターなどに通じるものも多数あります。

ほかにも江戸の商売では、引札、現在の広告チラシが欠かせないものとなっていました。開店や大安売りなどの情報が引札によって、消費者に知らされたのです。消費者に訴えかける宣伝文句を書く、現在のコピーライターのような職業もありました。また、江戸を訪れる旅人のために「江戸買物独案内」というガイドブックまで売り出されました。出版した人は、各店から掲載料まで取っていたようです。

また、江戸時代には十九文店や三十八文店という露天商も現れました。これは、櫛や人形、筆などの雑貨をすべて十九文もしくは三十八文で売っていた店で、百円ショップをはじめとした均一商法の走りともいえます。現在の百円ショップはデフレ不況の中で人気が出ましたが、三十八文店や十九文店も景気停滞期に流行したというところまで似ています。

すでに江戸時代が終えんして百四十年。この四回にわたるシリーズで見てきたように、遠い歴史のかなたのような江戸時代も、人々の生活、経済は私たちの時代に通じるところが多くあったのです。



「足袋・仕立物商の引札」



「安売り引札」

どちらの引札にも縁起物の恵比寿と大黒天が描かれている。右は巻物の中に安売りの口上書きが書かれている。左は小判を吊るしたまゆ玉、かるた取りをする女性が描かれているほか、商店名が書いてある（いずれも日本銀行貨幣博物館提供）

公的年金制度の仕組み

1. 公的年金制度と加入区分

わが国の公的年金制度は、国民年金、厚生年金保険および三つの共済組合等（国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合および私立学校教職員共済制度）から構成されています。

中でも国民年金は、公的年金制度の土台となる年金制度で日本に居住する二十歳以上六十歳未満のすべての人が加入します。また、厚生年金保険や三つの共済組合等は、その上乗せ給付をする年金制度と位置付けられています（【図表1】参照）。

(1) 国民年金

国民年金は、日本に居住する自営業者、学生や無職の人など二十歳以上六十歳未満の人が「第一号被保険者」として加入することになります。さらに、厚生年金保険と三つの共済組合等の加入者は「第二号被保険者」として加入し、その第二号被保険者に扶養されている配偶者で、二十歳以上六十歳未満の人は「第三号被保険者」として加入します。

(2) 厚生年金保険や共済組合等

厚生年金保険は民間企業に勤務する

老齢給付の場合、国民年金の「老齢基礎年金」は、原則として保険料納付期間と免除期間を合算して二十五年以上あり、かつ六十五歳であることが必要です。「老齢厚生年金」（退職共済年金）は、厚生年金保険（共済組合等）のみの加入期間の場合であれば、生年月日に応じて二十年から二十五年以上あり、かつ六十歳であることが必要です。これらの支給要件を満たしたときに初めて「年金の受給権」が発生することになります。

また、年金は、支給要件を満たすことで自動的に支給されるものではありません。その年金の「裁定請求手続き」をすることで初めて支給されることとなります。

現在は、老齢基礎年金や老齢厚生年金の支給要件を満たしている場合には、老齢基礎年金は六十五歳、老齢厚生年金は六十歳となる三カ月前に社会保険業務センターから本人宛てに裁定請求書が送付されています。この裁定請求書には氏名・生年月日や加入歴等が印字されていますが、その確認とその他の必要事項を記入し、年金手帳等を添付して最寄りの社会保険事務所等に提出する必要があります。これを「裁定請求手続き」といいます。

七十歳未満の人が加入し、三つの共済組合等の国家公務員、地方公務員等および私立学校の教職員はそれぞれの共済組合等に加入することになり、国民年金にも同時に加入することから二重加入となつています。

なお、加入手続きは、第一号被保険者の場合は居住する市区役所・町村役場で行いますが、厚生年金保険の場合は勤務する事業所が行うことになっています。

2. 年金給付と年金の裁定請求

(1) 年金給付の仕組み

公的年金制度の基本的な年金給付には、加入者が年を取ったときの「老齢給付」、加入者等が障害に該当したときの「障害給付」および加入者や年金受給者が亡くなったときの「遺族給付」があります。

国民年金のみの加入者は、国民年金から「基礎年金」を受給します。厚生年金保険や共済組合等の加入期間のある人は、「基礎年金」およびその上乗せ給付として厚生年金保険や共済組合等から「厚生年金」や「共済年金」を合わせて受給する、二重給付となっています（【図表2】参照）。

なお、障害給付や遺族給付は、障害に該当し始める時期や死亡の時期が不明であることから、事前に裁定請求書が送付されることはありませんが、裁定請求手続きは原則的に同じです。

3. 年金制度の加入記録の確認等

(1) 自分の経歴把握が前提

老齢基礎年金は二十歳から六十歳になるまでの四十年間の保険料納付済み期間や免除期間に応じて年金額が決定され、老齢厚生年金は厚生年金保険の加入期間とその間の報酬額に応じて年金額が決定されます。従って、個々人の年金制度への加入記録は、支給要件や年金額にも直接にかかわる問題です。そのため、「年金制度の正しい加入記録」の確認をするための前提として、自分の過去の経歴を、自分史を作るつもりで整理しておくことが必要なのです。

(2) 自分の加入記録と照合

昨年（平成十九年）、五千万件にも上る、本人の確認できない年金加入記録が大きな問題になりました。現在その名寄せ作業（氏名や生年月日等の確認作業）が実施され、その結果、まずは記録



(2) 年金の支給要件と裁定請求

年金給付（老齢・障害・遺族）には、それぞれ支給要件が定められ、その要件を満たすことが必要になります。

漏れの可能性が高い人には、昨年十二月から「ねんきん特別便」として、加入記録の確認のお知らせの発送が開始されています。

さらに、平成二十年四月からはすべての年金受給者に、平成二十年六月からはすべての加入者にも、加入記録のお知らせが送付されることになっています。

郵送されてきた年金加入記録と自分の経歴を整理した資料を照合することにより、未加入であった期間や厚生年金保険が未適用であった事業所の勤務期間などが確認でき、それらの期間等の疑問点は最寄りの社会保険事務所等で調べることができます。

また、「ねんきん特別便」とは別に、自分の年金加入記録を最寄りの社会保険事務所等で確認することもできますし、五十歳以上の方であれば、将来の自分の年金受給見込み額も社会保険事務所等で調べられます。

なお、社会保険事務所等に出向くときは、自分の経歴を整理した資料や現在所持しているすべての年金手帳（被保険者証）を持参することで、加入記録の訂正が可能となる場合もあります。

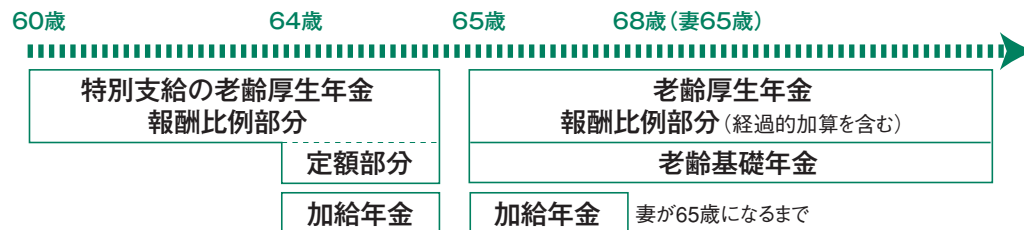
事例2 定年後の老齢厚生年金

私(昭和23年4月15日生まれ)は、昭和46年4月からA社に37年間勤務し厚生年金に加入中ですが、60歳になった日に定年退職する予定です。

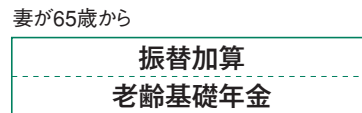
現在は、専業主婦の妻(3歳下)と2人暮らしです。定年退職後にどんな年金が受けられるのかについて教えてください。

受けられる年金については、年齢に応じて、いくつかの状況に分けられます。下の図を見てみましょう。

◆ あなたの受給できる年金



◆ 妻の受給できる年金



これを整理すると、年齢などに応じて、次の5つの状況が考えられます。

- ①60歳から報酬比例部分相当の老齢厚生年金が支給されます。
- ②定額部分は生年月日に応じた支給開始年齢の引上げにより64歳から支給されます。
- ③64歳(定額部分の支給開始年齢)から妻が65歳になるまで、配偶者の加給年金が支給されます。
- ④65歳からは老齢厚生年金(報酬比例部分)と老齢基礎年金が生涯支給されます。
- ⑤妻の65歳以上の老齢基礎年金には、夫の年金の加給年金に替えて振替加算が加算されます。

また、この場合におけるそのほかの要点としては、次のようなものが挙げられます。

- ①定年退職後に雇用保険の基本手当を受けるとその間は年金が支給停止されます(年金か基本手当かのいずれか選択となる)。
- ②定年退職後も継続して勤務した場合
 - a. 年金は、「在職老齢年金」が受給できるが、年金額と給与や賞与額に応じて減額されます。ただし、年金月額と総報酬月額相当額(給与額+過去1年間の賞与額の12分の1の額)の合算額が28万円以下の場合、年金は全額支給されます。
 - b. 雇用保険は、定年退職前の賃金月額の75%未満の賃金額で継続雇用された場合は、60歳以降の賃金額の15%(上限額)の「高年齢雇用継続給付」が受けられます。
 - c. 「高年齢雇用継続給付」を受けた場合は、60歳以降の給与額の6%(上限額)が「在職老齢年金」から支給停止されます。

なお、年金制度のもう少し詳しい解説や、年金受給額の計算方法等については、金融広報中央委員会ホームページ「知るぽると」の中の「年金に関するQ&A」をご覧ください。

<http://www.shiruporuto.jp/life/nenkin/qa/index.html>

すでに申し上げたように、

年金制度は複雑で理解しにくいところもあります。

特に受給額算定の仕組みなどは、

年齢や加入制度によって算定方法が異なるなど、大変複雑です。

ここでは、具体的に理解できるよう、ケース・スタディとして、

2つの事例を基に考えてみます。



事例1 自営業者の老齢基礎年金

私たち夫婦は、親の自営業を受け継ぎ現在も自営業を営んでいます。私(昭和19年4月10日生まれ)と妻(昭和21年10月25日生まれ)は、結婚した昭和46年4月から国民年金に加入し60歳になるまで保険料を納付してきました。

私たち夫婦が65歳から受給できる年金額を教えてください。

昭和39年4月(20歳)	昭和46年4月	平成16年3月(60歳となった前月)
夫	未加入 7年	国民年金の保険料納付33年(396カ月)
昭和41年10月(20歳)		平成18年9月(60歳となった前月)
妻	未加入 4年6カ月	国民年金の保険料納付35年6カ月(426カ月)

老齢基礎年金の額は、平成19年度価格で792,100円が満額ですが、20歳から国民年金に加入するまでの未加入期間分の年金額が減額されます。具体的には、480カ月(40年・20歳から60歳になる期間で本来加入すべき期間の月数)で保険料を給付した月数を割った比率を、満額に掛けます。計算すると次のようになります。

◆ 夫婦の年金額(平成19年度価格)

夫… $792,100円 \times (396\text{カ月(保険料納付月数)} / 480\text{カ月}) = 653,483円…$

653,500 円

妻… $792,100円 \times (426\text{カ月(保険料納付月数)} / 480\text{カ月}) = 702,989円…$

703,000 円